

山口県報

平成 26 年
11月21日
(金曜日)

目次

○告示	三
保安林指定の解除（森林整備課）	一
保安林の指定（森林整備課）	一
道路の区域の変更（道路整備課）	二
道路の供用の開始（道路整備課）	二
○公告	二
契約の締結（情報企画課）	二
公共測量の実施（監理課）	三
○選管告示	三
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の廃止	三

山口県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美祢市美東町大田字師嶺一八一九の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
道路用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡上関町大字長島字殿後一〇一四八の一四・一〇一四八の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

山口市阿東蔵目喜字上新手二一八九、字長浴二二〇一の一、二二〇五、二二〇七、字中新手二二一一、字寄合ヶ迫二二二〇の一、字堤ヶ浴二二二二の一、字わさ田二二三〇、字西河内二二三四の二

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

萩市大字椿東字唐人山九の一（次の図に示す部分に限る。）、宇砂利ヶ浴九の六、宇砂利ヶ谷二四四の一、大字上小川西分字北河内東平二六の一

柳井市柳井字長迫三四四、一三四九の一、一三五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

1 萩市大字椿東字唐人山九の一・大字上小川西分字北河内東平二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字荒瀬字薄畑一〇五三の 一地从先から 同市同大字字西中江一〇九〇〇の 一地从先まで	最 広 五〇・六	最 狭 七・八	最 狭 二六・〇	七 八 七 ・ 四	ダ ブ ル ウ ェ イ

山口県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 四九〇号	宇部市大字荒瀬字荒瀬南一一二〇の一地从先から 同市同大字字向河内一一四七の一地从先まで	平成二十六年十一月二十二日



(三八五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子県庁基幹システム再構築業務（電子申請システム）一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十六年九月十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富士通株式会社 川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
- 六 落札金額
五千四百四十八千円
- 七 入札公告日
平成二十六年八月一日
- 八 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
(二) 調達方法
購入等
(三) 落札方式
最低価格
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子県庁基幹システム再構築業務（施設予約システム）一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十六年九月十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号
- 六 落札金額

- 七 三千五百八十六万三千二百二十円
入札公告日
平成二十六年八月一日
- 八 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
(二) 調達方法
購入等
(三) 落札方式
最低価格

(三八六) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十六年十一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 二 作業の地域
山口市秋穂西
- 三 作業の期間
平成二十六年十一月一日から平成二十七年三月三十一日まで



山口県選挙管理委員会告示第百十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第百四十号）は、廃止する。

平成
二十
六年
十一
月
二十
一日
日
印刷
發行

發
行
人
所

山
口
県
知
事
庁

平成二十六年十一月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長

中
村
正
昭